

論文の内容の要旨

論文題目 日米同盟における共同防衛体制の成立 1951-1978年

氏名 板山真弓

本論文では、(1) 日米同盟においては、1978年迄、実質的な共同防衛体制が存在しなかったのは事実か。(2) 1951年から1978年に至る日米同盟を捉える際に、非対称同盟、もしくは「物と人との協力」との枠組みで捉えるのは適切なのであろうか。(3) 有事の際の共同対処に関する実質的な枠組みは、どのような過程を経て形成されたのか。その過程において、日米両政府は、有事の際の共同対処について、どのように考え、そして、その実施に向けた行動を取って（もしくは取らずに）きたのであろうか。すなわち、日米両国間の防衛協力はどのような場合に進展するのであろうか、という3つの問いについて考察した。

第一の問いについては、本論文では、1950年代より、水面下にて共同防衛体制が取られていたこと、すなわち、1978年の「指針」以前の段階において、実質的な共同防衛体制が存在するようになった経緯を明らかにした。具体的には、1950年代前半より、共同計画の形成が進められ、1955年1月に共同統合有事計画概要(CJOEP)が、統合幕僚長と在日米軍司令官によって承認され、それに基づいた共同計画が作られることとなったことが挙げ

られた。また、この CJOEP の内容は、自衛隊の年度防衛計画に反映された。このように、1950 年代前半より、秘密裡ではあるものの、日米両政府間で共同防衛計画を形成することを決定し、有事の際の共同防衛について具体的に計画していたこと、また、それを改定しつつ存続させていたことは、明らかに、日米同盟に共同防衛の側面があったことを示している。また、1956 年からは、CJOEP やその関連計画の内容を試行するための図上演習も行われるようになった。さらに、海上自衛隊と米海軍とは 1955 年に、また、航空自衛隊と米空軍とは 1956 年に、共同訓練（演習）を開始した。また、1950 年代後半には、防空を行う上で協力するために、第五空軍と航空自衛隊の間に府中調整委員会が形成され、松前＝バーンズ協定等の取り決めが結ばれた。つまり、1950 年代半ばには、水面下にて、共同防衛体制が取られるようになったのである。

しかし、このような共同防衛体制を公式化するには更なる時間が必要であった。1960 年に安保改定が行われ、日本防衛のための共同防衛措置について、条約上定められることとなった（第 5 条）が、依然として、秘密裏に行なわれていた共同計画形成を政治的に承認された、公のものにするにはできずにいた。そこで、日米両国間の協議（第 4 条）に関連し、日本側が、日米両軍間の協議機関（軍事委員会）を公に形成することを提案した。それには、共同計画形成を政治的に承認された、公のものにするとの狙いもあったが、結局設置されることはなかった。1970 年代には、共同計画形成の公式化の問題が再び取り沙汰され、防衛協力小委員会（SDC）が設置されることとなった。そして、最終的には、1978 年の「日米防衛協力のための指針」（以下、「指針」と略）形成へと至り、ようやく有事の際の共同対処に関する公式的な枠組みが形成されるに至った。

以上より、日米同盟においては、1950 年代半ばには、水面下にて、共同防衛体制が取られるようになったこと、そしてそれが 1978 年の「指針」によって公式化されたことが明らかになった。すなわち、1978 年の「指針」以前の段階において、実質的な共同防衛体制が存在していたということになる。

次に、第二の問い、すなわち、この時期における日米同盟の類型について考えた。本論文では、1951 年 9 月の旧日米安全保障条約において形成された当初の日米同盟は、日本が基地等の自立的利益を提供し、米国は日本の防衛という安全保障上の利益を提供するという利益の交換のみを行う非対称同盟としての関係であったが、1950 年代半ばまでに、水面下において、共同防衛、すなわち、日本防衛に関して、日本、そして米国双方が安全保障上の利益を提供し合うという関係をも付加するに至ったことを明らかにした。つまり、非

対称同盟（もしくは「物と人との協力」）、そして対称同盟（もしくは「人と人との協力」）双方の特徴を持つことになったのであり、このような特徴を持つ、本論文で新たに示した「対称・非対称ハイブリッド型同盟」という新たな同盟の類型こそが、1950年代半ば以降の日米同盟のあり方を適切に示すと考えた。以上より、日米同盟においては、1978年の「指針」以前の段階において、実質的な共同防衛体制が存在するようになっており、それは非対称同盟から「対称・非対称ハイブリッド型同盟」への移行として捉えられる、と結論付けることができた。

第三の問いについては、本論文では、日米同盟における、有事の際の共同対処に関する実質的な枠組みの形成、もしくは「対称・非対称ハイブリッド型同盟」化は、二つのレベル（非公式レベル、公式化レベル）において進展すると考えた。非公式レベルは、基本的には、軍事的必要性によって、秘密裏に実質的な同盟行動が規定される段階である。この非公式レベルにおける同盟行動については、第一に、1950年代前半迄の事例より、脅威の増加が見られる場合に防衛協力が進展する、ということが明らかになった。具体的には、この時期、東側陣営からの脅威増加を受けて、日米間の防衛協力の増加という現象、すなわち、共同計画委員会の設置とそこでのCJOEPや共同計画の形成、さらには、日米両軍間の共同訓練の開始、といった動きが見られた。

また、逆に、脅威の減少が見られる場合には、同盟国間の分担再編があり、しかも、それに伴い新たな領域における防衛協力が必要となる場合に防衛協力が進展する、ということが明らかになった。1950年代半ば～1960年代末の事例においては、1950年代に、朝鮮戦争が休戦したこと、そして全世界的にデタントが進展したことより、脅威の減少という現象が見られたが、それに伴い開始された在日米軍撤退を受けて、自衛隊の防衛力整備が行われ、その中で、日米両軍間の役割分担に変化が見られた。すなわち、この時期に、自衛隊が米軍に代わり、本土や周辺海空域の防衛において徐々に中心的役割を果たすようになった。それを受けて、特に、新たな領域における防衛協力が必要となった、航空自衛隊と第五空軍との間で防空責任移管等を巡る防衛協力が進展した。また、そこでは、松前＝バーンズ協定等の取極めや府中調整委員会といった協議機関の設置という形での防衛協力の制度化が見られた。

また、1960年代末から1970年代の事例では、デタントの国際情勢の中、米国政府がニクソン・ドクトリンを採用したことに基づき、在日米軍を含むアジアからの米軍撤退が進展した。また、自衛隊が日本防衛をかなりの程度行なうことができるようになったことを

受けて、日米安保体制における日本の役割の更なる拡大を実現するために、新たな役割分担について規定した新たな CJOEP、そしてそれに基づく共同計画が形成されることとなり、防衛協力が進展した。

このようにして、非公式レベルにおいて規定された同盟行動を、公式化するか否かということを決定するのが次の段階である。日米同盟の場合、日本の憲法上の制約等により、軍事的合理性に基づく非公式レベルにおける決定が、公式化されないことがあり得る。このことより、この公式化の問題を議論する必要があると言えるが、公式化の可否を決定する要因は、以上の理由より、基本的には、日本側の要因だと考えられた。分析の結果、この問題に対する日本の政治家の考え、そして政治家の勢力分布が決定要因となり、与党内、そして国会において、福祉（軍事）よりも軍事（福祉）を重視する勢力が主流を占める場合には、公式化が進展する（しない）、とのことが明らかになった。具体的には、福祉重視の吉田、池田、佐藤、田中の各政権では公式化が進展せず、軍事重視の岸、福田政権時には公式化が進展した。また、鳩山政権は軍事重視の立場であったが、国会内での立場の弱さより、公式化が進展しなかった。逆に、三木政権は福祉重視の立場であったが、与党内での立場の弱さより、与党内の他の政治家の意向を受け入れる必要が生まれ、公式化が進展した。

また、分析の結果、この公式化の進展については、以上の日本側の要因のみならず、米国側の要因、具体的には、官僚組織における縄張り争い、そして、外交政策における大統領と議会との力関係も影響していることが明らかになった。具体的には、1960年代初めに、日本側が軍事委員会の設置を提案した際、米国側（特に軍部）が、日本側の提案に従えば、軍間の計画形成に文民の関与する可能性が出てくる等の理由より反対したため、結局設置されない、ということがあったが、ここで公式化が阻まれた理由として、米国政府の官僚組織における縄張り争いが作用した、と指摘した。また、1970年代初めに、公式化の問題を提起したのは、米国側であったが、その背景には、米国国内政治における大統領と議会との関係の変化が存在した。つまり、ベトナム戦争の泥沼化やホワイトウォーター事件を契機として、大統領権限の拡大とその濫用への批判が高まったことを受けて、議会が外交政策により積極的に関与するようになると、議会のコントロールを拡大させるため、大統領をはじめとする行政府が結んだ既存の秘密協定を公式化すべきとの圧力が働くようになった。そこで、秘密裏に勧められていた防衛協力の公式化の問題が取り沙汰され、これが、公式化が進展する契機になったのであった。